

吹田市

障がい福祉サービス支給決定ガイドライン

(通所系サービス編)

【令和8年4月】

目次

1 生活介護事業(介護給付)	- 3 -
2 自立訓練事業(訓練等給付)	- 4 -
3 就労選択支援(訓練等給付)	- 5 -
4 就労移行支援(訓練等給付)	- 6 -
5 就労継続支援 A 型(訓練等給付)	- 7 -
6 就労継続支援 B 型(訓練等給付)	- 8 -
7 就労定着支援(訓練等給付)	- 9 -
サービス支給決定時の留意事項	- 10 -
(1) 訓練等給付事業の標準利用期間取扱いについて	- 10 -
(2) 在宅での就労系サービスの利用について	- 10 -
(3) 日中活動系サービスと介護保険デイサービスとの併給の取扱いについて	- 10 -
(4) 原則の日数について	- 11 -

日中活動系サービス

1 生活介護事業(介護給付)

サービス名称	生活介護
サービス内容	日中、入浴・排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等を提供し、身体機能や生活能力の維持向上のための援助を行います。
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者。
支給決定要件	①障害支援区分3(障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分4)以上である者。…【基本決定】 ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分3)以上である者。…【基本決定】 ③障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。…【経過措置対象者決定もしくは児童移行者対象者決定】 ※③の者のうち以下の者(以下、「新規の入所希望者以外の者」という。)については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。 ・法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者。(特定旧法受給者)…【経過措置対象者決定】 ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者。…【経過措置対象者決定】
支給(利用)単位	1日 (個別支援計画に定めた標準的な支援時間)
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
食事提供体制加算	あり (所得区分が、生活保護・低所得・一般1の者は食事提供加算があるため、食材料費のみ負担。所得区分については、共通事項編P.28に記載)
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱いについては、担当CW(障がい福祉室)に相談
他制度との併給の有無	介護保険が優先

2 自立訓練事業(訓練等給付)

サービス名称	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)
サービス内容	通所又は居宅訪問により、理学療法や作業療法、その他身体機能や生活能力の維持・向上等のためのリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。	通所又は居宅訪問により、入浴・排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。 【具体例】 ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。 ②特別支援学校等を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。 【具体例】 ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。 ②特別支援学校等を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等。
障害支援区分	不要(担当 CW との面談は必要)	
支給(利用)単位	1日	
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内) ※暫定支給決定期間があります。 ※支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内で行います。	
	標準利用期間:18 か月(原則) ※ただし頸髄損傷により四肢麻痺その他これに類する状態である方は 36 か月 (標準利用期間を越えてサービス利用が必要な場合は、障害支援区分認定審査会の個別審査を経ること)	標準利用期間:24 か月(原則) ※ただし長期入院していた又はこれに類する事由のある方は 36 か月 (標準利用期間を越えてサービス利用が必要な場合は、障害支援区分認定審査会の個別審査を経ること)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)	
食事提供体制加算	あり (所得区分が、生活保護・低所得・一般 1 の者は食事提供加算があるため、食材料費のみ負担。所得区分については、共通事項編 P.28 に記載)	
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱いについては、担当 CW(障がい福祉室)に相談	

3 就労選択支援(訓練等給付)

サービス名称	就労選択支援																				
サービス内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。																				
対象者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービス類型</th><th>新たに利用する意向がある 障害者</th><th>既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労継続支援B型</td><td>現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）</td><td>令和7年10月から原則利用</td><td rowspan="2">希望に応じて利用</td></tr> <tr> <td>・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）</td><td>希望に応じて利用</td></tr> <tr> <td colspan="2">就労継続支援A型</td><td>令和9年4月から原則利用</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">就労移行支援</td><td>希望に応じて利用</td><td>令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者</td></tr> </tbody> </table> 厚生労働省発行 就労選択支援実施マニュアルp5より引用 ※最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。（令和8年8月時点）			サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者	就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用		就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者																		
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用																		
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用																			
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用																			
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者																		
障害支援区分	不要(担当 CW との面談は必要)																				
支給(利用)単位	1日																				
支給期間	原則1か月(最長2か月)																				
利用者負担	原則1割負担(負担上限あり)																				
食事提供体制加算	あり (所得区分が、生活保護・低所得・一般1の者は食事提供加算があるため、食材料費のみ負担。所得区分については、共通事項編 P.28 に記載)																				
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱いについては、担当 CW(障がい福祉室)に相談																				

4 就労移行支援(訓練等給付)

サービス名称	就労移行支援	就労移行支援(養成施設)
サービス内容	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。	
対象者	就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者もしくは<u>65歳以上</u>の障がい者 ※65歳以上の利用については、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障がい者に限ります。	あん摩マッサージ指圧師、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の障がい者もしくは<u>65歳以上</u>の障がい者。 ※65歳以上の利用については、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障がい者に限ります。 ※養成施設は、国立障害者リハビリテーションセンター、国立函館視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター、京都府立視力障害者福祉センターなどが該当します。
障害支援区分	区分不要(担当 CW との面談は必要)	
支給単位	1日	
支給量	原則の日数(当該月の日数－8日/月) または、利用の見込みがあり、必要と判断される日数	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋1年以内(ただし支給開始日が1日の場合は1年以内) ※暫定支給期間があります ※支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内で行います。	支給開始日から同月末までの期間＋3年または5年以内
	標準利用期間は 24 か月	標準利用期間は 36 か月または 60 か月
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)	
食事提供体制加算	あり (所得区分が、生活保護・低所得・一般 1 の者は食事提供加算があるため、食材料費のみ負担。所得区分については、共通事項編 P.28 に記載)	
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱いについては、担当 CW(障がい福祉室)に相談	

5 就労継続支援 A 型(訓練等給付)

サービス名称	就労継続支援 A 型
サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の障がい者。65 歳以上の障がい者の利用については、(1)就労移行支援の 65 歳以上の取扱いと同様になります。又は通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。 ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者。 ③ 企業等を離職した者等就労経験がある者で、現に雇用関係がなかった者。 ④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力向上のための支援を一時的に必要とする者。
障害支援区分	区分不要(担当 CW との面談は必要)
支給(利用)単位	1日
支給量	原則の日数(当該月の日数－8日/月) (または、利用込見込みがあり、必要と判断される日数)
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋3年以内(ただし支給開始日が1日の場合は3年以内) ※暫定支給期間があります。
利用者負担	原則1割負担(負担上限あり)
食事提供体制加算	あり (所得区分が、生活保護・低所得・一般 1 の者は食事提供加算があるため、食材料費のみ負担。所得区分については、共通事項編 P.28 に記載)
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱いについては、担当 CW(障がい福祉室)に相談

6 就労継続支援 B 型(訓練等給付)

サービス名称	就労継続支援 B 型
サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者で、年齢や心身の状態その他の事情により引続き雇用されることが困難となった者、また、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。(雇用契約は結びません)
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 ② 50 歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。 ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者。 ※ ただし、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントでも認められる場合があります。
障害支援区分	区分不要(担当 CW との面談は必要)
支給(利用)単位	1日
支給量	原則の日数(当該月の日数－8日/月) (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)
支給期間	①50 歳に達している者は支給開始日から同月末までの期間＋3年以内) ② ①以外の者は支給開始日から同月末までの期間＋1年以内(ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担上限あり)
食事提供体制加算	あり (所得区分が、生活保護・低所得・一般 1 の者は食事提供加算があるため、食材料費のみ負担。所得区分については、共通事項編 P.28 に記載)
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱いについては、担当 CW(障がい福祉室)に相談

7 就労定着支援(訓練等給付)

サービス名称	就労定着支援
サービス内容	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がいサービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。 ※事業所は、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により支援します。利用者に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供します。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から利用者本人の同意を得た上で、可能な限り報告書を共有することが望ましいです。 ※障がい者本人が利用を拒む以外は職場定着支援が途切れないように就職後7か月目から確実に支援を受けられるように支給決定を行う必要があります。(暫定支給決定はありません。) ※就労後、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練の事業所には、6か月間の職場定着支援の努力義務があります。
対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型／B型を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6ヶ月以上(※)42か月未満の者。 ※ 以下の場合の「就労を継続している期間」について ・通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として就労移行支援等を利用した場合:当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6ヶ月 ・休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合:復職した日から起算して6ヶ月
障害支援区分	不要(担当 CW との面談は必要)
支給(利用)単位	1月
支給期間	3年が上限(1年毎の更新が必要) ※3年経過後は、「障害者就業・生活支援センター」等へ引き継ぎます。 ※3年間の標準利用期間を超えての更新はできません。
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
食事提供体制加算	なし
他制度との併給の有無	自立訓練、自立生活援助との併給はできません。

サービス支給決定時の留意事項

(1) 訓練等給付事業の標準利用期間取扱いについて

訓練等給付に係る障がい福祉サービスのうち、次のサービスについては、当該サービスを利用できる期間（標準利用期間）が設定されています。

原則として標準利用期間内に当該サービスによる支援を終了し、利用者を就労や他の日中系サービス等地域での自立生活へつなげていただきます。

ア 標準利用期間の設定がされているサービス及び期間

標準利用期間の設定があるサービスは、次のとおりです。なお、それぞれの標準利用期間は、それぞれのサービスの支給期間の欄に記載しています。

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援
- ・宿泊型自立訓練（※）
- ・自立生活援助（※）

イ 標準利用期間の延長期間

サービス名	延長期間	特記
自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練（※）、就労移行支援	（障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合） 延長期間 12 か月（1年）	原則1回のみ
自立生活援助（※）	（障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合） 回数の制限なし	-
就労定着支援	延長なし	いかなる場合も延長は認められない

※宿泊型自立訓練・自立生活援助については、【居住系サービス編】に記載

(2) 在宅での就労系サービスの利用について

就労移行支援事業、就労継続支援（A型・B型）においては、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対しては、在宅においてサービスを利用することが可能です。

在宅でのサービスを希望する場合、障がい福祉室に就労移行支援・就労継続 A・B 型に係る在宅サービスの届出書（以下、「届出書」という）を提出していただく必要があります。

提出いただいた届出書の「通所が困難である理由」を踏まえ、「作業活動訓練内容で得られる効果」（支援効果）について確認し、在宅でのサービス利用が必要であると判断した利用者について、障害福祉サービス受給者証の特記事項欄に「在宅利用を認める」との記載を行います。

上記の障害福祉サービス受給者証の記載、及び「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（障発0331第2号、令和7年3月31日付、厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課長）」に記載の要件を満たした場合に限り、在宅でのサービス利用時の算定を認めます。

(3) 日中活動系サービスと介護保険デイサービスとの併給の取扱いについて

介護保険対象者については、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は介護保険サービスが優先となります。

、受け入れ先が確保困難、障がい特性上介護保険サービスの利用が適切でない等の事情がある場合は、それが解消されるまでの間、利用することができます。

(4) 原則の日数について

ア 支給量の原則

日中活動サービスの支給量には「原則の日数」を上限として支給決定を行います。

原則の日数＝各月の日数から8日を控除した日数となります。

イ 支給量の例外

(ア) 事業所の運営上の理由で「原則の日数」を超える利用が見込まれる場合

例1:11月にバザー等の行事があり、第1・3日曜日に通所するため。

例2:下請け作業の繁忙期で、7月のみ土曜日開所するため。

→事業所は、事前に福祉指導監査室「特例の届出」を提出し、年間の総利用日数が原則の日数の範囲内となるように調整します。

※市は受給者証の支給量変更を行いません。

(イ) 利用者の状態等を考慮して市が必要と判断した場合